

## 姫路市事業評価監視委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、地域の実情に精通し、公平な立場にある有識者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が、その議長になる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 最初の招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。